

# 中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付要綱

令和2年7月27日林振第547号 制定

## (趣旨)

第1条 知事は、品質と性能を保証する県産材製品の供給体制の強化を図るため、JAS製材の認証工場としての認証取得に必要な設備整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (補助事業等)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業種目、設備区分、補助対象経費、補助率及び補助事業者は、別表1に掲げるとおりとする。

## (補助金交付の申請)

第3条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

## (補助金の交付の決定)

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

## (交付の条件)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表1に定める重要な変更）及び補助事業を中止又は廃止をしようとする場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告しその指示を受けること。
- (3) 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入控除税額報告書（様式第4号）により速やかに知事に報告するこ

と。なお、知事は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を補助事業者に納付させることができる。

- (4) 補助事業者は、事業完了年度の翌年度から2年以内に製材－機械等級区分構造用製材のJAS認証を取得し、少なくとも5年間は認証を継続しなければならない。なお、認証を取得（継続）した場合には、JAS認証取得（継続）報告書（様式第5号）により、速やかに知事に報告すること。
- (5) 補助事業者が（1）から（4）までの条件に違反した場合、知事はこの補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

#### （報告）

第6条 補助事業者は、事業に着手したときは、速やかに、知事に事業着手報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助金実績報告書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金により導入した機械の使用実績について事業完了年度の翌年度から3年間調査し、調査年度の翌年度の5月末日までに使用実績報告書（様式第8号）により、知事に報告するものとする。

#### （補助金の額の確定）

第7条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績の報告を受けたときは、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の交付方法）

第8条 補助金は、精算払いとする。

#### （財産の処分の制限）

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

また、処分制限期間内に知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、知事の承認を受けたものはこの限りでない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

#### （検査）

第10条 知事が必要であると認めるときには、実地検査を行うことができる。

#### （書類の保存）

第11条 補助事業者は、事業に係る関係書類について、事業等に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

#### （施設の管理等）

- 第12条 補助事業者は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における管理に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産等については、補助金の趣旨に即して適正に管理するものとする。
  - 3 補助事業者は、設備の管理状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳を備えるものとする。
  - 4 補助事業者は、設備ごとに管理規程を定めて適正な管理を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

別表 1

事業種目	木材加工流通設備整備
設備区分	グレーディングマシン
補助対象経費	本機購入費 附属機械器具購入費 本機及び附属機械器具の据付に必要な経費及び試験運転に係る経費
補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内
補助事業者	県内に事業所を有する木材加工事業者
重要な変更	補助対象経費の増額又は 20% を超える減額

様式第 1 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名

印

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付申請書

年度において、中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業を次のとおり実施したいので、同事業費補助金交付要綱第 3 条の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 交付申請額
- 2 事業の目的

3 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業の内容

(2) 経費の配分

経費の区分	経費の内訳			計	備考
	県補助金	市町村費	その他		
計					

※備考欄には、補助率等を記載する。

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（精算）

(1) 収入

経費の区分	予算（精算）額			計
	県補助金	市町村費	その他	
計				

(2) 支出

経費の区分	予算（精算）額	積算基礎
計		

6 添付書類

(1) 補助金交付申請書には事業計画書を添付すること。

(2) 補助金実績報告書には請負契約書の写し、検査調書の写し、完成写真、精算設計書等を添付すること。

(3) その他知事が必要と認める書類を添付すること。

# 事業計画書

## 1 事業の概要

事業種目	設備区分	事業内容
		(1) 設置場所 (2) 供給、利用計画等 (3) 運用計画

- (注) 1 設置場所は、字・地番まで記載する。  
2 供給、利用計画等は、施設整備年度の翌年度から3年間の製品の出荷量及びの販路等を数値で記載する(別紙可)。  
3 運用計画については、設備の管理や利用方法、供給体制や利用促進の取組等を明らかにする。

## 2 事業成果の目標

設備区分	計画量 (m3)			備考
	○年度	○年度	○年度	
	( )	( )	( )	補助対象設備使用生産量 (JAS認証格付生産量)

(注) 計画量は事業完了年度の翌年度から起算して3年間の数値を記載する。

## 3 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 見積書・カタログ
- (3) 団体等の規約・定款、団体等の決算状況が確認できる書類
- (4) 設備の管理・運営の基準等を規定する文書
- (5) その他

(申請者) 殿

山梨県知事

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同交付要綱第 4 条第 2 項の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更についてはこの限りではない。
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
  - (4) 補助事業が完了した翌年度から 2 年以内に製材－機械等級区分構造用製材の J A S 認証を取得し、少なくとも 5 年間は認証を継続しなければならない。



(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日付け山梨県規則第25号）で定める年率の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は完了した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。ただし、取得財産等の財産処分制限期間が5年を超えるものについては、当該期間が経過するまで関係書類を保管しなければならない。

様式第3号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により変更（中止・廃止）したいので、中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

○変更の場合

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容（第1号様式 3～6 による）

（注）上段に変更前の事項を（ ）書きし、下段に変更しようとする事項を記載すること。

その他、知事が必要と認める書類を添付すること。

○中止（廃止）の場合

- 1 中止（廃止）の理由

様式第4号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた中大規模建築物等使用  
製材供給体制構築事業費補助金について、次のとおり報告します。

1 事業実績額  
金 円

2 申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円

3 添付書類

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
- (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し
- (3) その他参考となる書類

様式第 5 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業 J A S 認証取得（継続）報告書

年 月 日付けで別添のとおり J A S 認証を取得（継続）したので、中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付要綱第 5 条（4）の規定に基づき報告します。

（注） 認証書の写しを添付すること。

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名 印

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業着手報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業種目	
設備区分	
設置箇所	
事業量	
事業費	
事業費内訳	
請負者	住所 氏名
工期	契 約 年 月 日 着 手 年 月 日 完成(予定) 年 月 日
備考	

※契約書(写)、工程表等関係書類を添付する。

様式第 7 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

名 称

代表者氏名

印

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり報告します。

(以下第 1 号様式に準ずる。)

様式第 8 号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
団体名  
氏名 印

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業使用実績報告書

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、別添のとおり使用実績について報告します。

(注) 様式第 8 号別紙を添付すること。

様式第 8 号別紙

使用実績

設備 区分	実施 年度	指標	使用実績			備考
			年度 (1年目)	年度 (2年目)	年度 (3年目)	
		補助対象設備使用生産量(m3)				
		J A S 認証格付生産量(m3)				

(注)

- 1 「使用実績」の欄には、上段に各年度の計画量を、中段に各年度の実績量を、  
下段に達成率（実績量／計画量）を記載すること。
- 2 備考欄に調査方法と調査年月日を記載すること。（別様可）
- 3 報告年度については、本要綱第 6 条第 3 項に基づくこと。



様式第9号

番 号  
年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金交付額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金については、同事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり確定する。

記

交付確定額 金〇〇〇〇円

様式第10号

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)  
名 称  
代表者氏名

印

中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金財産処分承認申請書

年度中大規模建築物等使用製材供給体制構築事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、同事業費補助金交付要綱第9条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類